

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷館林線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>埼玉県熊谷市玉井字平井通上六二番五 地先から同市代字宮下原七七二番一 地先まで</p>	<p>区 間</p>
	<p>一七・八〇〇二五・九五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一〇三七・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>熊谷市に引き継ぐ。</p>	<p>備 考</p>